

IV 登録申請の提出書類について

1. 提出書類 ※下記の順に並べてご持参ください。

(1) チェックリスト **書式1**

(2) 行政書士登録申請書（日行連様式第1号） **書式2**

※社員行政書士の場合〔追加書類（A）〕

※使用人行政書士の場合〔追加書類（B）〕

※他士業を開業している場合〔追加書類（C）〕

(3) 戸籍抄本

（外国人の場合、市区町村長発行の外国人登録原票記載事項証明書）

(4) 住民票（本籍記載のもの）

(5) 履歴書（顔写真貼付）（日行連統一様式） **書式3**

※行政書士以外の職に就いている場合〔追加書類（D）〕

※他士業に登録はしているが、開業はしていない場合〔追加書類（E）〕

(6) 行政書士となる資格を証する書面

行政書士試験合格者の場合	「行政書士試験合格証」写し又は「行政書士試験合格証明書」原本	※氏名が不一致の場合〔追加書類（F）〕 *住所不一致に関しては追加書類不要
弁護士・弁理士 公認会計士・税理士の 資格保有者の場合	当該「登録証明書」の原本	
行政事務担当経歴者の場合	「職歴証明書」 書式6	〔追加書類（G）〕 （※該当箇所参照）

(7) 共同・合同事務所届（日行連統一様式） **書式8**

共同事務所又は合同事務所の場合のみ

(8) 誓約書（日行連様式第2号） **書式9**

(9) 登記されていないことの証明書（法務局発行）

(10) 身分証明書（本籍地の市区町村発行）

※外国人の場合は自認書（日行連統一様式） **書式10**

(11) 申請者の正面顔写真（貼付用4枚及び別途持参用4枚の合計8枚）

(12) 事務所に関する書面 ※〔添付書類〕使用権原の種類により異なる。

(13) 事務所の位置図

(14) 事務所の平面図（間取り図及び配置図）

(15) 事務所の外観および内部を示す写真 **書式13**

(16) 会員届（大阪会様式第1号） **書式14**

(17) 誓約書（大阪会様式第8号） **書式15**

(18) その他（日本行政書士会連合会等より追加書類の提出の要請のあったもの）

※大阪府行政書士会・日本行政書士会連合会の審査の過程で、各記載事項の確認等の理由により別途追加書類の提出をお願いする場合がありますので予めご了承下さい。

2. 提出部数一覧表

提出書類	個人開業 の場合	個人開業 以外の場合	書式
(1)チェックリスト	1部	1部	書式1
(2)行政書士登録申請書 (日行連様式第1号)	2部	2部	書式2
(3)戸籍抄本	2部	2部	
(4)住民票	2部	2部	
(5)履歴書(日行連統一様式)	2部	2部	書式3・4・5・7
(6)行政書士となる資格を証する書面	2部	2部	書式6
(7)共同・合同事務所届 (日行連統一様式)	2部	—	書式8
(8)誓約書(日行連様式第2号)	2部	2部	書式9
(9)登記されていないことの証明書	2部	2部	
(10)身分証明書	2部	2部	書式10
(11)申請者の正面顔写真 (貼付写真含む枚数→)	8枚	8枚	
(12)事務所に関する書面	1部	—	書式11・12
(13)事務所の位置図	1部	—	
(14)事務所の平面図	1部	—	
(15)事務所の外観及び内部を示す写真	1部	—	書式13
(16)会員届(大阪会様式第1号)	2部	2部	書式14
(17)誓約書(大阪会様式第8号)	1部	1部	書式15

※追加書類も含め提出書類が2部の場合は、内1部は原本、もう一部はコピー可。

但し、署名、押印部分及び貼付写真はコピー不可。

※提出書類の内1部は日本行政書士会連合会（東京）に送付して審査を行い、1部は大阪府行政書士会で保存いたします。

※提出書類には有効期限のあるものがあります。その場合には「有効期限3ヶ月」と記載していますので申請書受理日（書類提出日ではなく、大阪会が提出書類が完備していると認めた日）時点で、発行年月日が3ヶ月以内のものを提出してください。

※追加書類の提出部数については次頁以降の該当箇所を参考にしてください。

※ 書類に不備等のある場合は受付できませんのでご注意ください。